昭和51年
3月1日号
第121号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　三和印刷

町報　つなぎ

三月の暦

一日　全国緑化運動
三日　ひなまつり
七日　家庭の日
　消防の日
二十日　春分の日
二十五日　電気記念日
　年度末
〃　貯蓄運動
〃　春の火災予防運動

国民年金の保険料が改められます

「四月から千四百円に」

昭和五十一年四月から国民年金の保険料は、これまでの千百円から千四百円に改められます。

国民年金は、歳をとったり、障害となったり、あるいは母子世帯になったりしたときに年金を支払って、加入者の生活の安定を図るためのものです。そのために、一昨年、昨年と二年連続で物価スライドによる増額が行なわれ、合わせて四一、五%も年金額がふえました。

このようなこともあって、保険料が引上げられます。

国民年金制度が、健全に発展していくためには、これからも引上げを図らなければならないと思われます。将来のあなたの年金をよりよくするために、ぜひご協力ください。

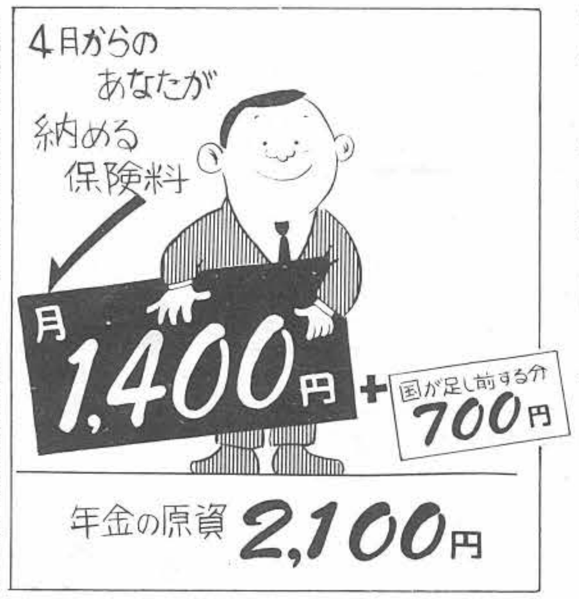

よく考えて
老令年金の繰上げ請求

国民年金の老令年金は、六十五歳から支給されますが、本人が希望すれば六十歳から繰上請求ができます。

しかし、ちょっと待ってください。この繰上請求をすると、大幅に減額され、次のような少ない年金しか受けられません。

六十　歳の場合　五十八%
六十二　〃　六十五%
六十三　〃　七十二%
六十四　〃　八十九%

この繰上請求で減額された割合は、生涯続きますので、物価スライドなどで年金額が増額されても、同じ割合で減額されます。

こうした減額を、十年年金についてみますと次の表のとおりです。

受給年月	六十五才受給額	六十才繰上げ受給額	差減額
四十六年五月	五、〇〇〇円	二、九〇〇円	二、一〇〇円
四十九年一月	一二、五〇〇円	七、二五〇円	五、二五〇円
四十九年九月	一四、五一二円	八、四一七円	六、〇九五円
五十　年九月	一七、六八七円	一〇、二五八円	七、四二九円

このようにみますと、六十五才から減額されない年金を請求されるのがよいのではないでしょうか？よくお考え下さい。

確定申告と納税は3月15日まで

所得税の確定申告と納税の期限は、3月15日までです。また、申告と納税のお済みでない方は、期限までにお済ませください。

申告書は、御自分で書いていただくことになっていますが、書き方などでお分かりにならないときは、税務署や市町村の納税相談会場、税理士会の無料納税相談所で御相談ください。

確定申告に誤りがあったとき

所得税の確定申告は、三月十五日で終りましたが、申告書を出した後で間違いに気付かれた方はいらっしゃいませんか。

申告書の間違いは、税務署に手続きすると正しい申告に直すことができます。例えば、申告書に社会保険料控除や扶養控除などの控除額を書き忘れ、実際よりも税金を納めすぎていた場合は、「更正の請求」で訂正することができます。この「更正の請求」のできる期限は、来年の三月十五日までとなっています。

また、申告を漏らしていた所得があるなど、税金を実際よりも少なく申告していた場合には、「修正申告」で正しい金額に訂正してください。「更正の請求」や「修正申告」の用紙は、税務署に用意してあります。

※三月三十一日は健康保険税第十期の納期日

農業者年金加入について

※次の人はすぐ加入手続きをして下さい

●●●当然加入資格の人●●●

国民年金に加入している五十アール以上の農業経営主で、次の表の斜線以外に該当する人。

(図示)

生年月日	大正5年生れ	大正6年生れ	大正7年生れ	大正8年生れ	大正9年～昭和10年生れ
1月生れ 2月 〃 3月 〃	昭和50年4月末	昭和50年4月末	昭和50年4月末	昭和51年4月末	昭和52年4月末
4月 〃 5月 〃 6月 〃	昭和50年7月末	昭和50年7月末	昭和50年7月末	昭和51年7月末	昭和52年7月末
7月 〃 8月 〃 9月 〃	昭和50年10月末	昭和50年10月末	昭和50年10月末	昭和51年10月末	昭和52年10月末
10月 〃 11月 〃 12月 〃	昭和50年12月末	昭和50年12月末	昭和51年1月末	昭和52年1月末	昭和53年1月末

(注)
1. 現在昭和51年2月であるから、大正5年、6年、7年の以前生まれの者は加入できない。
2. 加入期限は、保険料納付期限でもあるので、加入と同時に保険料を納める必要がある。
3. 太線内は、今年度中に加入しなければならない者である。

当然加入資格者

今年度中に加入しないと年金受権に結びつかなくなる者は次のとおりである。

大正八年の一月二日から四月一日までの生まれの者は、昭和五十一年三月三十一日までに加入しなければならない。

●●●任意加入資格の人●●●

国民年金に加入している三十アールから五十アールの農業経営主と当然加入資格の後継者で、次の表の斜線以外に該当する人。

(図示)

生年月日	大正5年から大正8年生れ	大正9年から昭和10年生まれ	昭和11年生まれ	昭和12年生まれ
1月生まれ		昭和50年1月末	昭和51年1月末	昭和52年1月末
2月 〃		〃 2月末	〃 2月末	〃 2月末
3月 〃	（全員加入できない）	〃 3月末	〃 3月末	〃 3月末
4月 〃		〃 4月末	〃 4月末	〃 4月末
5月 〃		〃 5月末	〃 5月末	〃 5月末
6月 〃		〃 6月末	〃 6月末	〃 6月末
7月 〃		〃 7月末	〃 7月末	〃 7月末
8月 〃		〃 8月末	〃 8月末	〃 8月末
9月 〃		〃 9月末	〃 9月末	〃 9月末
10月 〃		〃 10月末	〃 10月末	〃 10月末
11月 〃		〃 11月末	〃 11月末	〃 11月末
12月 〃		〃 12月末	〃 12月末	〃 12月末

(注)
1. 大正5年から昭和11年1月までの生まれの者は全員加入できない。
2. 現在、昭和51年2月であるから、昭和11年2月1日以前に生まれた者は加入できない。
3. 太線内は、今年度中に加入しなければならない。

任意加入資格者

今年度中に加入しないと、加入できなくなる者は次のとおりである。

昭和十一年の二月二日から三月一日までの生まれの者は、昭和五十一年二月末日までに加入しなければならない。

昭和十一年の三月二日から四月一日までの生まれの者は、昭和五十一年三月末日までに加入しなければならない。

特別養護老人ホーム「五松園」の入所案内について

今度、芦北郡では、初めての特別養護老人ホームが、芦北町の佐敷に昭和五十一年四月一日から定員五十名で、オープンいたします。

入所資格（入所できる人）

六十五才以上のかたで、次の（一）又は（二）のいずれかに該当する場合

（一）身体上又は精神上の障害のため常時臥床（ねたきり）しており、その状態が長く続くものと認められる人。

（二）身体上又は精神上の障害のため常時臥床（ねたきりではないが）してはいないが、食事、排便、寝起きなど、日常生活の大半を他人の介助によらなければならない人で、その状態が長く続くと認められる場合となっております。

入所希望の方は役場福祉係まで申込み下さい。

昭和五十年度ふぐ処理師試験について

左記の要領で、試験が実施されます。ご希望の方は、水俣保健所食品衛生係に問合せ下さい。

○願書受付期間　昭和51年3月1日～3月6日

◎受験手続
○受験願書　～　2部
○履歴書　～　2部
○写真　～　2葉（正面半身無帽ライカ版）
○手数料　～　二千円

◎試験日時及び試験場
○筆記試験　3月23日(火)午前10時
○実技試験　〃　午後1時
○試験場　熊本市大江町4～9　熊本女子高等学校

浄化槽について

浄化槽を設置するときは、届け出る事が法律で義務づけられています。

新築は土木事務所
改造は保健所へ

又、維持管理を十分に行なわなければ、その機能をはたさず浄化されないまま汚水が流れでて、水質汚だくや悪臭など発生し、他人に迷惑をかけることになります。

そこで維持管理は専門の技術者に委託して下さい。

御芳志御礼

部落	世帯主	故人
竹中	竹永　脩人	母　門村モト
竹中	山崎　百年	母　スエノ
町中	鶴野　耕人	長男　泰裕
平国上	村上　辰男	父　伝兵衛
古川	山下　蔦一	妻　アヤノ
中尾	山口　ハナ	夫　忠行
日当	上村　照子	夫　米一
中尾	桐木　憲男	母　フクエ
中尾	浦田　和則	母　ヨシノ
浜崎	前坂　正敏	母　チクヲ
上下門	坂口　実	姉　スサエ
町中	沢田　進	母　イシ
日添	林田　信雄	弟　一郎
大泊	斎藤精志郎	父　亀齢

以上の方々から町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封ご寄付下さいました。この寄付金は町民福祉のため有効に利用させて戴きます。誠に有難うございました。謹んでお礼申し上げますと共に故人のご冥福を心からお祈り致します。

交通事故のない明るい住みよい郷土

熊本県交通安全憲章

わたくしたち170万熊本県民は、人命尊さと豊かな人間愛の精神にもとづいて行動し、常に交通の規則る守り悲惨な交通事故をなくし、明るく住みよい郷土を築くために、この憲章を定め実践することを誓います。

第1章　こどもや老人などを交通事故から守ります。
1. こどもの一人歩きや路上遊びはさせません。
2. こどもと老人には、安全な歩き方や自転車の正しい乗り方を教え、手本を示します。

第2章　安全な歩行を励行します。
1. 正しい歩行につとめ、車の直前、直後の横断はしません。
2. 横断歩道、歩道橋、地下歩道を渡ります。

第3章　安全運転を励行します。
1. 飲酒運転、無免許運転はしません。
2. 安全運転を守り、むりな追い越しや他人に迷惑をかける運転はしません。
3. 踏切では、一時停止の励行と安全確認をしてから渡ります。
4. 二輪車にのるときは、ヘルメットをかぶります。

第4章　安全な交通環境を保持します。
1. 道路標識などの交通安全施設を大切にします。
2. 道路は広く美しく使います。

あなたの老化度をテストする

人間の身体の老化は足腰からはじまります。
あなたも、下の図を見てテストをしてみて下さい。自分の年令と体力年令をくらべて、老化していると思われる人は、あすから歩いたり、走ったりして体力の老化を防ぎましょう。少しでもつづけることが大切です。

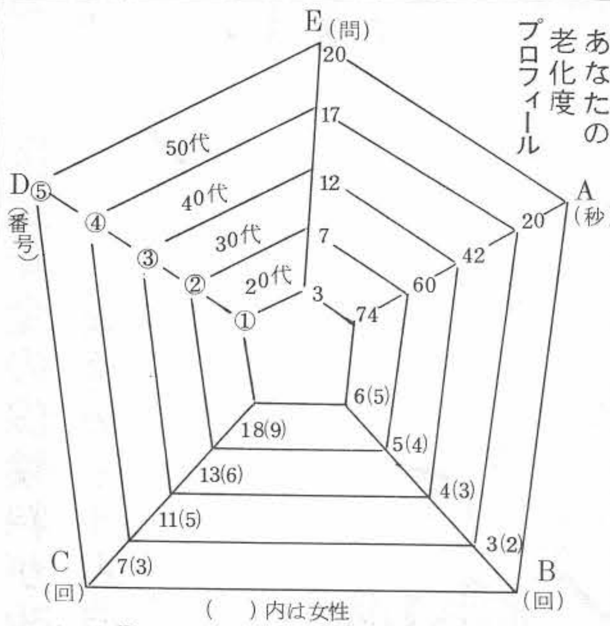

(　)内は女性

AからEまでの結果を上の図に記入してください。それらの点を結んで得られた図形の面積が大きいほど、あなたの老化度は高いことになります。

Ⓐ「目をつむって片足立ち」をしてみよう

次のような姿勢で、何秒じっとしていられますか？三回やってよいほうの記録を…

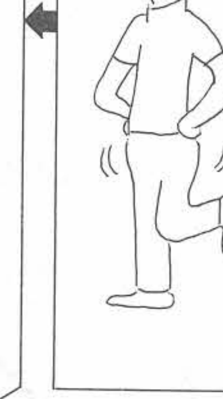

Ⓑ「バービー・テスト」をしてみよう

下図のような連続した動作を1回として、10秒間に何回できますか？すばやい動作をためしてください。

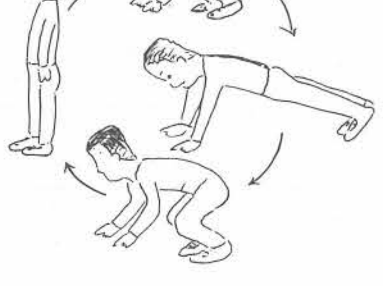

Ⓒ「腹筋運動」をしてみよう

あお向けになって、両手を頭のうしろで組みます。30秒間に何回上体をまっすぐに起こせるでしょう。

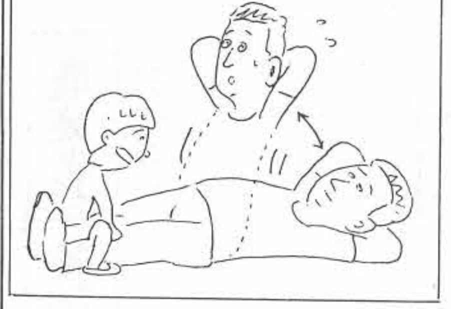

▼危ないと　子をしかるより　手を引こう▲

町有林整備事業で
一石二鳥

御周知のように岩城の町有林には、大小様々な石が無数に点在しているが、数年来の庭園ブームに乗って、ひそかに町有林内の岩石を持ち去る者が多く、最近では夜間に乗じて持ち去り、そのため切角植付けた附近の檜や杉を痛め、いまいましい問題として警察に盗難届を出す等その対策に苦慮していた。

今度、分収林から純町有となったのを機会に、町有林管理の合理化をめざして、町有林内に作業道を作ることになったので、作業道に添って、附近の岩石を町で搬出、干拓地内の庭石収集場所へ並べて、庭園業者へ販売することを計画、二月からその作業に入り、第一回目の入札を、二月の下旬か三月上旬頃に実施する。

その結果について、関係方面の注目をあびているが、町では岩石を取り去ることによって、植栽面積が増える、後々じゃまな岩石が少なくなって管理作業がやり易くなる。盗難による樹木の痛みがなくなる。売上げ金は、逼迫した町財政を潤すこととなる等、一石三鳥にもなる事業として期待しているが、二、三ケ月試験的に作業を進め、結果を見た上で、六月の町議会に正式に提案、議決を経て、本格的作業に入る予定である。

分譲住宅地
五〇区画全部売切れる

一月三十日一般競争入札を実施した九州サンバード横の、分譲住宅地は、五四区画の中、四区画を保留し、五〇区画を売出したが、立地条件と、宅地に必要な道路、側溝、水道、消火栓、電灯、電話、遊園地、緑地等が、ほとんど町で整備されるとあって好評をはくし、五〇区画全部が売り切れた。

(面積)内訳	m²
売上面積	14,410.02
遊園地緑地	672.00
道路側溝	3,784.00
計	19,166.02

(金額)
50区画の売上金額　146,856,600円
m²当り金額　7,662円34銭
坪　〃　25,285円72銭

(購入者の地域別)	
水俣市	14　区画
芦北町	5
津奈木町	18
県外	13
計	50区画

『そろそろ走ろう会』発足

町民みんなスポーツを、ということと、体力つくりに、そろそろ走ろう（歩こう）運動を部落に呼びかけましたところ、竹中、新川、古川、大泊部落では数名の人達が早速実行されております。

又他の部落でも次第に盛り上り近日中にも実行に移るようです。

運動される人は、自分の身体の状態にあわせて、決して無理のないよう毎日続けられるようにして下さい。

尚、町では来る三月二十日（日曜）に午前七時から町民広場において第一回津奈木町そろそろ走ろう（歩こう）会の発足大会を行ないますので全員お集り下さい。

昭和51年春の全国火災予防運動及び全国山火事予防運動実施要綱

1. 目的
　この運動は、国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全に資することを目的とする。
2. 統一標語
　「どんな火もいやです山はみどり好き」
3. 実施要領
(1) この運動は、次に掲げる事項に重点を置いて実施するものとする。
　ア　たき火の跡始末を完全にすること。
　イ　たばこの吸殻は必ず消すこと。
　ウ　マッチ、ライターの使用は、強風又は乾燥時には努めてさけること。
　エ　紙くず等燃えやすいごみ類は、所定の場所に捨てること。
　オ　火入の許可は必ずとること。

公害健康被害補償法による
決定申請のお知らせ

昭和四十九年九月一日以降に、認定申請をした人が、認定を受けないで死亡した場合、死亡の日から、六か月以内に、その者の遺族により決定申請をしないと認定を受けられなくなりますのでお知らせします。

なお、その折の申請用紙は、役場保健課にあります。

婦人衛生洗滌器
使用に注意

話によりますと最近洗滌器を購入し、使用されておられるようですが、一部の婦人には栄養教室の場（中央公民館）で町長が専門的に説明をしておりますのでおわかりになったと思いますが、現在、使用しておられる方で御不審な点がありましたら最寄りの医者又は専門医師にお尋ね下さい。

輝く全国表彰
═津奈木町に二件═

福村安則氏
田上一智氏
受章

平国の福村安則氏（七十二才）は、熊本県素材協同組合理事長として、多年活躍しておられるが、その功績が認められ、昭和五十年十一月三日に、全国中小企業団体連合会から、斯業の振興発展に多大の貢献があったとして、内閣総理大臣三木武夫氏の見事な書と共に、褒状が贈られ、更に十一月二十七日には全国木材組合連合会から、木材業界の発展に多大の功績があったとして、表彰状が贈られた。

千代の田上一智氏（六十才）は、昭和四十五年、民生委員、児童委員としての功績に対して、全国社会福祉協議会長から表彰されたが、昭和四十八年には、人権擁護委員として、法務省人権擁護局長から感謝状が贈られ、更に昭和五十年には、福村氏と時を同じくして、十一月二十七日、民生委員、児童委員として、社会福祉の増進に貢献された功績が認められて、厚生大臣から、功労章と共に表彰状が贈られた。

全国的表彰が、時を同じくして二人も連続表彰されることは、まことに珍しいことであり、町のほこりとして町民みんなで、お祝い申し上げます。